

令和5年 第10回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和5年11月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年11月27日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和5年11月27日 午後2時30分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 8名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	×			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	7番	村上 正弘		8番	西岡 正雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R5.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和5年第10回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は8名でございます。 本日の欠席委員は2番 澤田英雄委員 6番 星博明委員の2名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番の村上正弘委員及び、8番の西岡正雄委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	8番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告がおわりました。質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R5.11.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 1 号	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定いたします。
議案 1 号	議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります菊地哲也委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	5 番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R5.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	7 番委員	平成 23 年の整備計画策定時から現在まで、月浦地区は農用地面積なしという認識で正しいか。
	事務局長	月浦地区に関しては、計画策定当時から 10ha 以上の集団的な農地が無いという判断をしております、農用地区域の指定の要件には当てはまらないことから、旧虻田町の計画にも指定はされていなかったという経過がございます。
	3 番委員	基礎調査資料の 4 ページに記載されている概況部分の見通しの年度がそれぞれ違う年度になっている理由は何かあるのでしょうか。
	事務局長	基礎調査自体を行うことが初めてということもあり、近隣の市町で今年度実施した自治体がございます、そちらを参考に作成した経過がございます。
	3 番委員	産業別就業人口と産業別生産額を比較したときに、もっと生産額は減るのではないかと懸念がございます。1 戸あたりの就業面積が増えるのであればそういう事象にはならない可能性もありますが、現状を踏まえるとなかなか難しいのではと。決して減ることが悪いということではないですが、見通しの生産額を確保するのであれば、自動操舵等の導入(スマート農業の推奨及び普及)等が必要になるのではないかと思います。それらを踏まえて今後の方針等を検討していただければと思います。
	事務局長	委員が仰るとおりでございます、事務局としてもその部分は十分懸念事項として捉えており、先週に当町の町長が上京しており、関係省庁の国会議員に要望書を提出した経緯がございます。補助事業の条件緩和等を要望し、新規就業者の増加を見込めればとも考えております。また、収入保険制度についても併せて要望をしておりますのでご紹介させていただきます。

議 事 の 経 過 (R5.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 5 年第 1 0 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。